

○執行機関の附属機関に関する条例第 1 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則

令和 4 年 10 月 5 日

規則第 37 号

(設置)

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月条例第 36 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき市長が設置する附属機関（以下、「附属機関」という。）の名称及び担当事務は、別表 1 のとおりとする。

2 附属機関の委員の定数、任期及び会長の選出方法は、別表 2 のとおりとする。

(運営)

第 2 条 前条の規定により設置する附属機関の運営は、この規則の定めるところによる。

(委員)

第 3 条 委員は、学識経験を有する者その他それぞれの附属機関の担当事務に応じて市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期中に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 4 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員の定数のほか、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 前条の規定は、臨時委員に準用する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第 5 条 附属機関の会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員又は臨時委員は、会長が指名する。

3 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもって附属機関の議決とすることができる。

(幹事)

第7条 附属機関に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係する本市の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、附属機関の担任する事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(議事)

第8条 附属機関は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 附属機関の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第9条 附属機関及び部会は、必要があると認められるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第10条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、附属機関の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定は、部会の議事に準用する。

(会議の公開等)

第11条 附属機関の会議は、公開する。ただし、附属機関の議決により、公開しないことができる。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他附属機関の運営に関し

必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

- 2 この規則の施行に関し必要な事項（前項の事項を除く。）は、附属機関を主管する局室区長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１） 附則第３項の規定 令和９年４月１日

（２） 附則第４項の規定 令和９年４月１日

（令７規則33・令７規則１・令７規則23・令８規則62・一部改正）

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に設置された執行機関の附属機関に関する条例第１条第２項に規定する附属機関については、この規則の規定は、適用しない。

（令８規則62・一部改正）

- 3 執行機関の附属機関に関する条例第１条第２項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表１及び別表２の居住と税制のあり方に関する検討会の項を削る。

（令７規則１・追加）

- 4 執行機関の附属機関に関する条例第１条第２項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表１及び別表２の神戸市外国語大学の今後のあり方検討委員会の項を削る。

（令８規則62・追加）

附 則（令和４年12月13日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年１月25日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月３日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 31 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 8 日規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 12 日規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 14 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 80 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 4 日規則第 33 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 11 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 10 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 10 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日規則第 62 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

（令 4 規則 37・令 7 規則 33・令 7 規則 1・令 7 規則 23・令 8 規則 62・一部改正）

名称	担当事務
居住と税制のあり方に関する検討会	居住と税制のあり方検討に関すること。
神戸市外国語大学の今後のあり方検討委員会	神戸市外国語大学の今後のあり方に関する検討に関すること。

別表 2

(令 4 規則 37・令 7 規則 33・令 7 規則 1・令 7 規則 23・令 8 規則 62・一部改正)

名称	定数	任期	会長
居住と税制のあり方に関する検討会	7 人	委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日まで	委員の互選により選任する者
神戸市外国語大学の今後のあり方検討委員会	7 人	委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日まで	委員の互選により選任する者